

特集

2022年10月から短時間労働者の適用拡大 及び育休免除の見直し等を実施

2022年6月13日、日本年金機構は、2022年10月から短時間労働者の適用が拡大され、育休免除の見直し等が行われることをホームページ上で告知しました。これらは、「年金制度改正法」(令和2年法律第40号)や「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)等の施行によるものです。

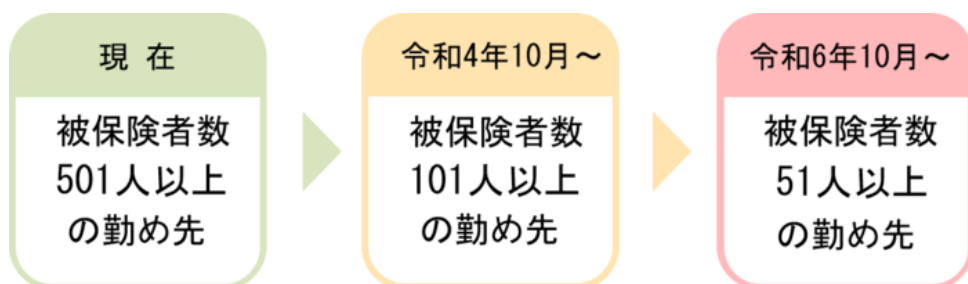
【短時間労働者の適用拡大】

● 特定適用事業所要件の見直し

現在、厚生年金保険の被保険者数が501人以上の事業所で働く一定の要件を満たす短時間労働者※は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。2022年10月からは、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。さらに2024年10月からは、51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります(図1)。

※2022年6月現在、適用の対象となる短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上であること、月額賃金が88,000円以上であること、1年以上の雇用期間が見込まれること、学生ではないことの要件をすべて満たす労働者をいいます。

<図1> 短時間労働者の適用拡大



※日本年金機構ホームページより

● 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃

上記の健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上見込まれること」の要件が撤廃されます。2022年10月からは、以下の要件のすべてに該当する人が新たに適用対象となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 月額賃金が88,000円以上であること
- ③ 2カ月を超える雇用期間が見込まれること
- ④ 学生ではないこと

●適用事業所の範囲の見直し～士業の適用業種追加

2022年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所は、健康保険・厚生年保険の強制適用事業所になります。

<適用の対象となる士業>

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

●被保険者の適用要件（雇用期間が2カ月以内の場合）の見直し

現在、2カ月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、2022年10月からは、当初の雇用期間が2カ月以内であっても、この期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険の適用となります。

【育休免除の見直し】

●育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

育児休業等を男女ともに柔軟に取得できるよう、2022年10月から取得した、短期間の育児休業等への対応が見直されます。現在、月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても保険料が免除されますが、月途中で取得して月末の前日に終了した場合は免除されません。2022年10月からは、同月内に14日以上の子育休等取得した場合にも保険料が免除されます。

また、賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱いについては、現在、月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても当月の賞与に係る保険料が免除されます。改正後は、育児休業等の期間が1カ月超の場合に限り、賞与に係る保険料が免除されます。

【見直しの概要】

- 短期の育児休業等の取得に対応して、同月内に14日以上の子育休等取得した場合には当該月の保険料が免除されます（図2）。
- 賞与に係る保険料については1カ月を超える育児休業等を取得している場合に限り、保険料が免除されます（図3）。
- 連続する二以上の育児休業等を取得する場合は、一つの育児休業等とみなして保険料免除の規定が適用されます（図4）。

<図2> 同月内に14日以上の子育休等取得した場合

【改正前】



月途中で短期間の育児休業等を取得した場合、12月分の保険料は免除されません。

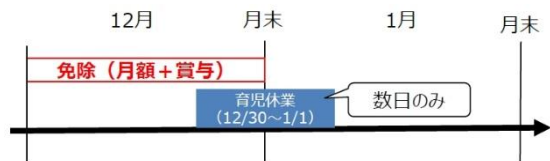
【改正後】



月途中で短期間の育児休業等を取得した場合でも
期間が14日以上あれば12月分の保険料は免除されます。

<図3> 賞与に係る保険料について

【改正前】



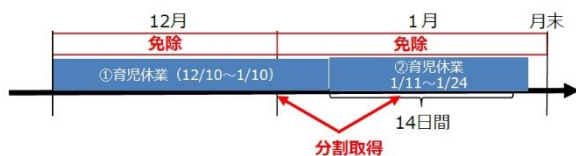
12月分の保険料は「月額」に加えて
「賞与」に係る保険料も免除されます。

【改正後】



12月分の保険料は「月額」は免除される一方、
「賞与」に係る保険料は免除されません。

<図4> 連続した育児休業等を取得している場合



同月内に14日以上の子育休業等を取得した場合、
当月の保険料を免除する。

連続する育児休業等を二つに分割して取得した場合、
1月分の保険料は免除されるのか。



連続した二つの育児休業等は一つの育児休業等とみなすため、
1月分の保険料は免除されません。